

農 業 機 械 整 備 事 業

経営規模拡大を目指す農業者が行う農業機械等の整備に係る費用の一部に対して支援します。

申請開始

令和8年4月6日(月)午前10時開始

※先着順(電話等による申請予約は受けません)

※予算が終了した場合は、その時点で募集を終了します。

補助金を申請する方は、以下の要件に合致することを確認の上、必要書類を農林畜産係まで提出してください。

【提出書類】

専用HP



- ① 信濃町農業機械整備事業補助金交付申請書
- ② 令和7年中の農産物の販売収入額が確認できる書類
＜個人の場合＞ 令和7年分収支内訳書（農業所得用）の写し又は
令和7年分青色申告決算書（農業所得用）の写し
＜法人の場合＞ 直近の法人決算書及び令和7年分の販売金額が確認できるもの
- ③ 整備する農業機械の費用がわかるもの（見積書等）
- ④ 振込先口座が確認できるもの（通帳の写し等）

※申請書は、信濃町役場窓口または町ホームページより取得してください。

交付対象者

以下のすべての要件を満たす方が対象です。

- ① 町内に住所を有する個人または町内に主たる事務所を置く法人であること
- ② 耕作面積が2ha以上かつ、農産物の販売収入（仕入れ販売分を除く）が200万円以上あること
- ③ 2年以内に耕作面積を2割以上又は、50a以上の面積を拡大すること
- ④ 農業経営を5年以上継続する意思を有していること
- ⑤ 町税等の滞納がないこと
- ⑥ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

対象事業等

対象となる事業や補助率等は次のとおりです。

対象事業 1機あたり税別300万円以上の農業機械を導入する場合
※汎用性の高い機械(トラック、フォークリフト、ショベルローダ、バックホウ等)は除く。
※交付決定後に購入する農業機械で、令和8年12月31日までに納品が可能なものであること。
※中古品は対象外です。新品の農業機械に限ります。

補助率 10分の3以内（補助上限額：最大100万円）

その他 一人につき申請は1回まで、申請可能な農業機械は1機までです。

問合せ

〒389-1392 信濃町大字柏原428-2
信濃町産業観光課農林畜産係 ☎026-255-3113